配当公告

山口県防府市警固町二丁目七番六一号第八なかがわマンション五〇三号室、開始決定時の住所岡山市中区藤崎五五六番地一二

破産者　安田　隆司

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十一年（フ）第二七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、二三六、八六四、〇四一円

一、配当することのできる金額

金一一、六二二、三二二円

平成二十二年三月二十四日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階　破産管財人　石川　敬之

配当公告

長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷一三五五番地　破産者　金鉱パッケージ株式会社

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成十八年（フ）第四三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二六、七七五、〇二九円

（内優先債権額　金三、八四六、一一一円）

一、配当することのできる金額

金二七、七六〇、九七三円

（内優先債権額　金三、八四六、一一一円）

平成二十二年三月二十四日

長崎県佐世保市常盤町七番一三号パークサイドパル七〇二　破産管財人　中嶋　英博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市入船四丁目六番地、最後の住所北海道茅部郡鹿追町字鹿部二五八番地七

被相続人　亡　成田　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

札幌市東区北三三条東一五丁目二番一〇―四〇二号　相続財産管理人　古川　良明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市輪西町二丁目一三番、最後の住所北海道室蘭市白鳥台四丁目一一番四号

被相続人　亡　内田　公治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

北海道室蘭市母恋北町一丁目三番一七号、事務所北海道室蘭市東町二丁目二七番四号セミナービル三階北海道みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市飯坂町平野字原添七〇番地八、最後の住所福島県福島市飯坂町平野字原添七〇番地の八　被相続人　亡　今野　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

福島県福島市花園町一番三〇号一階

相続財産管理人　弁護士　佐々木廣充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市東台一丁目五番、最後の住所埼玉県本庄市東台一丁目五番三―三二三号

被相続人　亡　長谷川昭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

事務所埼玉県熊谷市宮町二丁目一二三番地第一宮町ビル四階保岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保岡　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字森八三二番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字西方一六二三番地三

被相続人　亡　中村シゲ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

山口県周南市栄町一丁目二七番地弘田法律事務所　相続財産管理人　弘田　公

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町津家一五番地、最後の住所高知県高知市吸江一二〇番地　谷病院

被相続人　亡　浪越　増治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十四日

事務所高知県高知市本町五丁目二番一八号なるせビル五階　金子努法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　努

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年三月二十四日

一、墳墓等所在地　東京都港区元麻布三丁目二番二〇号

一、墳墓等の名称　正光院境内墓地①小室家、②坂田屋家、③根津智行家、④青木米吉家（建立）、⑤齋藤光廣家（建立）、⑥山本君江家、⑦山崎家

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳①小室兼次郎、小室昌孝、小川わた、小室茂通、小室鑛之助、小室ケン、小室茂三郎、不詳六名（戒名）、不詳一名、②坂田屋政治郎、坂田屋政吉、不詳六名（戒名）、③不詳、④岸上志げ、岸上鍛、不詳一名（戒名）、⑤不詳一名、東京都港区芝浜町三丁目一番地一〇　齋藤時雄、東京都港区芝浜松町三丁目一番地一〇　齋藤トシ、⑥東京都千代田区外神田六丁目一九番地　山本靜、⑦岡山県吉備郡足守町三番地　山崎桂、岡山県岡山市大字足守無番地　山崎花子

一、改葬を行おうとする者　東京都港区元麻布三丁目二番二〇号　宗教法人　高野山真言宗　正光院　代表役員　髙橋　隆岱

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 3 月 24 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①相鉄不動産株式会社　②国土交通大臣(8)3100　③代表取締役　久保田豊　④横浜市西区北幸二丁目９番14号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦横浜市西区北幸二丁目９番14号　相鉄不動産株式会社　代表取締役　久保田豊

①有限会社エヌゼン　②大阪府知事(1)5482　③代表取締役　中山智恵　④大阪府堺市南区豊田1739番地２　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市南区豊田1739番地２　有限会社エヌゼン　代表取締役　中山智恵